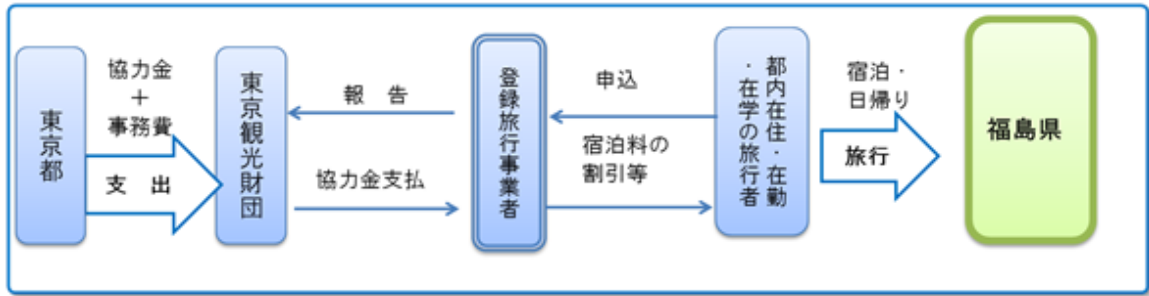


令和元年度「被災地応援ツアー」の事業概要

都内旅行事業者が企画する「被災地応援ツアー」に申込をされた旅行者に対し、以下のとおり旅行代金の割引をします。



1 事業規模

宿泊：延べ20,000泊（年間） 日帰り：延べ15,000人（年間）

区分	対象	予定配分数	対象ツアー催行期間
宿泊	指定	福島県への大規模な送客を確実に実現できる旅行事業者	年間10,000泊 H31.4.1~R2.3.31 (四半期毎の運用)
	登録	受注型企画旅行・手配旅行の企画・販売を行う旅行事業者 ※1旅行事業者あたり250泊上限	年間10,000泊
			1期：3,700泊 H31.4.1 ~ R1.6.30
			2期：2,300泊 R1.7.1 ~ R1.9.30
			3期：3,000泊 R1.10.1~R1.12.31
4期：1,000泊 R2.1.1~R2.3.31			
日帰り	指定	福島県への大規模な送客を確実に実現できる旅行事業者	年間11,000人 H1.4.1~R2.3.31 (四半期毎の運用)
	登録	募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行の企画・販売を行う旅行事業者 ※1旅行事業者あたり250人	年間4,000人
			1期：1,400人 H31.4.1~R1.6.30
			2期：1,000人 R1.7.1~R1.9.30
			3期：1,000人 R1.10.1~R1.12.31
4期：600人 R2.1.1~R2.3.31			

2 割引の内容

宿泊：1人1泊あたり3,000円 日帰り：1人1回あたり1,500円

3 主な要件

(1) ツアー参加者

都内在住、在勤、在学の方（保険証、運転免許証などによる証明が必要、写しを提出）

(2) ツアー内容

【宿泊・日帰り共通】

- ・（公財）東京観光財団により本事業への参加を登録された旅行事業者が販売する、福島県を目的地とする募集型・受注型企画旅行、手配旅行であること。（個人で宿泊等を手配した旅行は対象外）
- ・1回の旅行とは、割引対象者の居住地から福島県内を1往復する旅行をいう。
- ・旅行の目的は、公序良俗に反しない限り問わない（ビジネスでも可）。

【宿泊の場合】

- ・福島県に1泊以上宿泊する場合に、2泊を限度に割引の対象とする。
（旅行会社や店舗を変えても上記要件を満たす場合は1回の旅行とみなす）

【日帰りの場合】

- ・バスまたは鉄道を利用し、予め福島県内での観光・食事等を行程に組み込んだ旅行であること。
なお、旅行形態は個人・団体いずれも可とする。（宿泊との併用不可）
- ・当日中に出発地に帰ってくる旅行であること。なお、前日中に出発し、車中泊する場合も日帰りともみなす。

(3) その他

偽りその他不正の手段により宿泊旅行又は日帰り旅行をしたことが判明した場合には、社名を公表の上、既に支払った協力金に違約金を加算した額を返還していただくこととなります。